

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成23年5月11日

京都府立与謝の海病院
院長 関本達之

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
京都府立与謝の海病院及び京都府立看護学校設備総合管理業務
- (2) 業務の内容等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
平成23年7月1日から平成26年6月30日まで
- (4) 履行場所
京都府立与謝の海病院及び京都府立看護学校

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称・所在地等
〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山481番地
京都府立与謝の海病院事務部会計課
電話番号（0772）46-3371 内線6323
- (2) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成23年5月17日（火）午後2時から
イ 場所 与謝郡与謝野町字男山481番地
京都府立与謝の海病院 地域医療センター（本館3階）

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することのできる者は、次の(1)から(10)までのいずれにも該当する者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者
- (3) 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の4月1日をいう。）において、当院と同規模程度の医療施設での、直前2営業年度以上の営業実績を有する者
- (4) 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載していない者
- (5) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札

について指名停止とされていない者

- (6) ビル管理等委託業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格などがある。定めた告示（昭和53年京都府告示第129号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「ビル管理業務」、「清掃業務」、「警備業務」及び「空調設備保守点検業務」に登録されている者
- (7) 下記の資格を有する従業員を保有する者
 - ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する「電気主任技術者（第3種以上）」
 - イ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に規定する「ボイラー技士（1級以上）」及び「ボイラー整備士」
 - ウ 消防法（昭和23年法律第186号）に規定する「危険物取扱者（乙種第4類以上）」、「消防設備士」（1種から7種）及び「防火対象物点検資格者」
 - エ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に規定する「電気工事士（1種）」又はこれと同等以上の資格
 - オ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に規定する「冷凍機械責任者（第3種以上）」
 - カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する「特別管理産業廃棄物管理責任者」
 - キ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する「建築物環境衛生管理技術者」
- (8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項5号及び8号の登録を受けている者
- (9) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の13及び第9条の15に規定する基準を満たし、又は財団法人医療関連サービス振興会が交付する医療関連サービスマーク認定証書（院内清掃業務及び医療用ガス供給設備の保守点検業務）を交付されている者
- (10) 京都府内に本社又は営業所を設置している者

4 入札参加資格及び参加資格の審査手続き

資格審査を受けようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び確認資料（以下「確認申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 申請書の交付期間等
 - ア 交付期間 平成23年5月11日（水）から平成23年5月23日（月）まで
 - イ 交付場所 2の(1)に同じ
 - ウ 交付方法 交付期間中（ただし、日曜日、土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）とする。
- (2) 申請書の提出期間等

- ア 提出期間 4の(1)のアに同じ
- イ 提出場所 2の(1)に同じ
- ウ 提出方法 提出期間中(ただし、日曜日、土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)とする。

(3) 添付書類

申請書には次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府における物品の製造の請負及び物品の買入に係る競争入札参加者の資格を得ている者は、当該資格審査結果通知書の写しを提出することにより、(ア)から(エ)に掲げる資料の添付を省略することができる。

- (ア) 法人にあつては商業登記簿謄本及び定款の写し、個人にあつてはその者の成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書並びに破産者で復権を得ないものでないことの証明書
 - (イ) 府税納税義務者にあつては府税納税証明書
 - (ウ) 消費税及び地方消費税納税証明書
 - (エ) 法人にあつては審査基準日の直前2営業年度に係る財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書)、個人にあつては審査基準日の直前の事業年度に係る所得税の確定申告書の写し
 - (オ) 営業実績調書
 - (カ) 権限を営業所長等に委任する場合には委任状
 - (キ) その他、確認申請書等を提出した者に対して、資格審査の公正を図るため、資料等の記載事項を証明する書類の提出を求めることがある
- (4) 結果通知 資格審査の結果は申請書を提出した者に文書で通知する。
- (5) その他 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 参加資格を有する者の名簿への登載

3について参加資格を有すると認定された者は、京都府立与謝の海病院及び京都府立看護学校設備総合監理業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

- ア 日時 平成23年5月30日(月)午後2時
- イ 場所 京都府立与謝の海病院地域医療センター(本館3階)

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる資格のない者のした入札

イ 確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

7 入札保証金

免除する。

8 契約保証金

落札者は、契約額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) この入札の実施については、1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 本件入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

設備総合管理業務にかかる入札説明書

(平成23年5月11日付け公告分)

京都府立与謝の海病院事務部会計課

設備総合管理業務に係る入札公告（平成23年5月11日当院ホームページ公告。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 平成23年5月11日（水）
- 2 契約担当者 京都府立与謝の海病院 院長 関本 達之
- 3 担当部局 〒629-2261 京都府与謝郡与謝野町字男山481番地
京都府立与謝の海病院 事務部会計課
電話番号 0772-46-3371
- 4 入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称 設備総合管理業務
 - (2) 業務の内容等 入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 履行期間 平成23年7月1日から平成26年6月30日まで
 - (4) 履行場所 京都府立与謝の海病院及び京都府立看護学校
- 5 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者
 - (3) 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の4月1日をいう。）において、当院と同規模程度の医療施設での、直前2営業年度以上の営業実績を有する者
 - (4) 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載していない者
 - (5) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者
 - (6) ビル管理等委託業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格などがある。定めた告示（昭和53年京都府告示第129号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「ビル管理業務」、「清掃業務」、「警備業務」及び「空調設備保守点検業務」に登録されている者
 - (7) 下記の資格を有する従業員を保有する者
 - ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する「電気主任技術者（第

3種以上)」

イ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に規定する「ボイラー技士（1級以上）」及び「ボイラー整備士」

ウ 消防法（昭和23年法律第186号）に規定する「危険物取扱者（乙種第4類以上）」、「消防設備士」（1種から7種）及び「防火対象物点検資格者」

エ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に規定する「電気工事士（1種）」又はこれと同等以上の資格

オ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に規定する「冷凍機械責任者（第3種以上）」

カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する「特別管理産業廃棄物管理責任者」

キ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する「建築物環境衛生管理技術者」

(8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項5号及び8号の登録を受けている者

(9) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の13及び第9条の15に規定する基準を満たし、又は財団法人医療関連サービス振興会が交付する医療関連サービスマーク認定証書（院内清掃業務及び医療用ガス供給設備の保守点検業務）を交付されている者

(10) 京都府内に本社又は営業所を設置している者

(11) 病床数が概ね250床以上の病院において、4（1）に定める業務内容がほぼ同じである業務委託契約を締結し、平成21年4月1日以降において、12ヶ月以上継続して履行した実績を有する者

6 資格確認の申請手続

資格審査を受けようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び確認資料（以下「確認申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間 平成23年5月11日（水）から平成23年5月23日（月）まで

イ 交付場所 2の(1)に同じ

ウ 交付方法 交付期間中（ただし、日曜日、土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）とする。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間 6の(1)のアに同じ

イ 提出場所 3に同じ

ウ 提出方法 提出期間中（ただし、日曜日、土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）とするものとし、郵送及び

電送による提出は認めない。

エ 資料等の提出 確認申請書等を提出した者に対して、資格審査の公正を図るため、資料等の記載事項を証明する書類の提出を求めることがある。

オ その他 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(4) 確認通知

提出期間内に受け付けた確認申請書については、平成23年5月26日(木)までに一般競争入札参加資格確認結果通知書(以下「確認結果通知書」という。)を郵送により通知する。

7 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成23年5月30日(月)午後2時

イ 場所 京都府立与謝の海病院 地域医療センター(本館3階)

(2) 入札方法

ア 入札書(別紙様式2)は持参によるものとし、郵送及び電送による入札は認めない。

イ 代理者が入札する場合は、委任状(別紙)を入札当日に提出しなければならない。

ウ 入札書及び委任状については、別添の記入例によること。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(3) 入札者は提出した入札書の引き替え、変更又は取り消しをすることができない。

(4) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、該当入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは取りやめることがある。

(5) 質疑書

入札者は、入札説明書及び仕様書を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、質疑書(別紙様式)により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 質疑書

(ア) 提出期限 平成23年5月23日(月)午後2時まで
(質疑がない場合には、提出不要)

(イ) 提出場所 3に同じ

(ウ) 提出方法 持参による提出とし、郵送及び電送による提出は認めない。

イ 回答書

(ア) 交付日 平成23年5月26日(木)午後3時から

(イ) 交付方法 郵送による。

ウ 質疑書及び回答書は、仕様書の一部として入札条件になる。

エ 質疑及び回答書の提出、交付に応じない者も、その内容について、全て承知したものととして入札を行う。

(6) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、契約期間における金額とし、契約書・仕様書に係る業務の一切の諸経費を含める。

なお、落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 開札

開札は、入札後にその場にて直ちに行う。

(8) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他不正行為をした者の入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(10) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がある

ときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者は平成23年6月3日（金）までに契約を締結しないときは、当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

ウ 落札者となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合がある。

エ 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合がある。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

9 入札保証金
免除する。

10 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

11 契約保証金
落札者は、契約額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

12 契約書の作成の要否
要する。

13 その他
(1) 1から12までに定めるもののほか、京都府会計規則に定めるところによる。
(2) 本公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
(3) 落札決定後であっても、この入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
(4) 予算削減に係る契約の解除等
翌年度以降の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。ただし、この契約を解除し

たことにより損害が発生した場合は、当該損害の賠償請求を妨げない。

(5) 受託者が変更した場合は、契約日から平成23年6月30日を引き継ぎ期間とし業務の運営に支障の無いようにすること。

また、可能ならば当該業務経験者を従事させること。

(6) 契約の際には、必要と考えられる損害賠償保険等に加入すること。